



マグネットを 航空便で発送できるの？



可能です！

ご注文時に「航空便による発送」とご指示をいただければ、航空規定に則した梱包にて磁気漏れ対策を充分に行い、安全遵守の荷姿で出荷することができます。
詳しくは弊社までお問い合わせください。

航空機の計器を誤作動させる可能性があるという理由で、磁性体は航空輸送に限り危険物扱いとなり、**IATA** (International Air Transport Association) の厳しい規定を満たす必要があります。



マグネット応用機器の専門メーカー
山信金属工業株式会社

本社：〒108-0014 東京都港区芝5-27-3 TEL:03-3451-5241 FAX:03-3455-8153
名古屋営業所：〒465-0024 名古屋市名東区本郷2-163 TEL:052-776-7817 FAX:052-776-7879

磁力が漏洩しないように梱包を行えば危険物扱いで空輸可能

航空計器に影響を及ぼさないように磁力を遮断する梱包(=防磁梱包)を行い、梱包要領書を提出すれば危険物扱いの貨物として輸送可能。

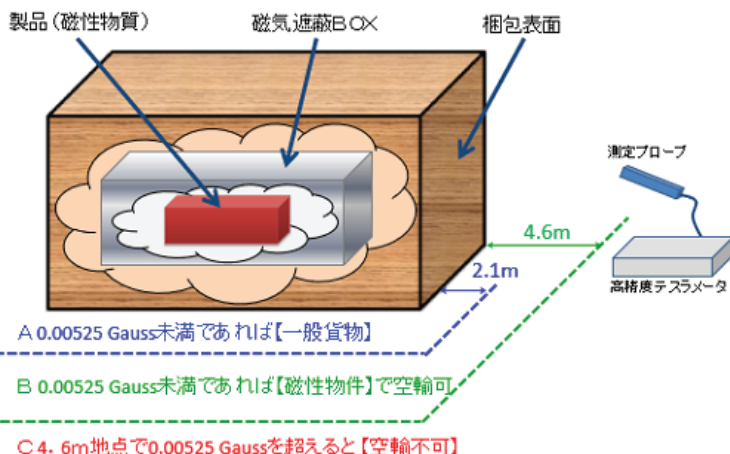
危険物の取り扱いは、航空会社にとって安全運航の根幹に関わる重大な事柄です。危険物を航空輸送するには、IATA規則で定められた適切な梱包をした上で、内容物の明細を航空会社に申告することが必要です。

なお電磁石は通電しない限り磁石にならないため、磁性物質には当たりません。

磁性物として梱包



弊社は防磁梱包を行い、
磁力測定結果をまとめた
「梱包要領書」を作成



磁性物質を磁気強度を減らすBOX内に納め、製品から出ている磁力が遮蔽物に吸収・遮断されるようにします。

さらにそのBOX全体を木枠で囲むことで包装基準(包装物表面の任意の点から4.6m離れた点の磁界の強さが0.00525 Gauss未満)を満たすようにしております。